

北上市告示甲第63号

北上市一時保育事業費補助金交付要綱（平成17年北上市告示第28号）の一部を次のように改正し、令和5年度分の補助金から適用する。

令和5年9月29日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前		改正後	
(補助金の額) 第5 補助金の額は、第2に規定する補助対象事業の区分に応じ、次の各号の規定により算定した額と事業の実施に要した経費から事業に係る収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない額とする。 (1) 一般型 次に掲げる基本額と加算額を合算した額 ア 基本額 次の表の区分による額		(補助金の額) 第5 補助金の額は、第2に規定する補助対象事業の区分に応じ、次の各号の規定により算定した額と事業の実施に要した経費から事業に係る収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない額とする。 (1) 一般型 次に掲げる基本額と加算額を合算した額 ア 基本額 次の表の区分による額	
年間延べ利用児童数	補助金額	年間延べ利用児童数	補助金額
25人以上300人未満	円 2,679,000	25人以上300人未満	円 2,751,000
300人以上900人未満	3,024,000	300人以上900人未満	3,051,000
900人以上1,500人未満	3,240,000	900人以上1,500人未満	3,267,000
1,500人以上2,100人未満	4,680,000	1,500人以上2,100人未満	4,719,000
2,100人以上2,700人未満	6,120,000	2,100人以上2,700人未満	6,171,000

2,700人以上3,300人未満	<u>7,560,000</u>
3,300人以上3,900人未満	<u>9,000,000</u>
3,900人以上	<u>10,440,000</u>

イ [略]

(2) [略]

2 [略]

2,700人以上3,300人未満	<u>7,623,000</u>
3,300人以上3,900人未満	<u>9,075,000</u>
3,900人以上	<u>10,527,000</u>

イ [略]

(2) [略]

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。